

- ◎12月議会一般質問
- ◎知事答弁、教育長答弁
- ◎田辺の再質問、知事の再答弁、田辺の要望

<生活保護、障がい者行政>

- ◎知事答弁

お答え申し上げます。まず生活保護の現状と課題です。リーマンショック以降の雇用情勢の悪化に伴い、被保護人員、被保護世帯は急激に増加しています。特に福岡市、北九州市を中心とした都市部の伸び率は県平均と比べても高くなっています。また、現在も増加傾向で推移していますが、伸び率は鈍化しています。また、世帯類型別にみていきますと、特に働くことができる方を含む世帯の、いわゆる生活保護を受けておられる世帯の増加が著しいことから、就労支援による自立促進が喫緊の課題です。

その就労支援についてですが、失業が長期化することにとまなまして、社会とのつながりが失われ、孤立した状態にならないためには、早期から様々な自立に向けた就労支援が必要であると考えています。そのため、県といたしましては、ケースワーカーによります就職への動機づけ、モチベーションを高めさせていただくこと、それから就業カウンセラーによります就労支援といったもののほか、職業訓練、就労あっせん、職場定着に向けた就職後の支援、これらを一体として行う求人セット型職業訓練就職支援事業を実施しております。その中で、規則正しい生活リズムの再構築や、身だしなみ、またコミュニケーションの取り方を学ぶ機会を設けるなど、社会性の回復に向けた支援についても実施することにしていきます。ご指摘の釧路市の取り組みも考え方は同じではないかと考えます。

生活保護の制度の見直しについてお尋ねがございました。働くことができる方が長期にわたって生活保護に頼ることは望ましいことではございません。そうした方に就労を支援し、自立した生活ができるようにしていくことが重要だと考えています。現在、国の社会保障審議会専門部会におきまして、現行の生活保護基準について評価、検証が行われています。この中で、働く意欲を高めるための取り組み、就労インセンティブについても触れておりますが、これについても議論がなされていると承知しています。新たな仕組みの構築には、いろんなアイデアが考えられると思いますが、いずれにしても、私としてはさらに就労意欲が高まるような制度の見直しが必要と考えています。

知的障がいや発達障がいの早期発見の取り組みについてでございます。県の保健福祉環境事務所におきまして、市町村が実施しています乳幼児健診の結果や保育所等からの相談に基づきまして、障がいが疑われます乳幼児に対しまして、専門家による発達審査を行い、必要な場合は専門医療機関や医療施設の紹介を行っています。また早期発見のためには、日常的に接する人たちが発達の遅れなどに早く気付くことが大切であるとされています。そのため、保護者や保育士等を対象として、身近な人たちに対するいろんな働きかけができるように研修会や事例検討会を開催しているところです。

知的障がい児や発達障がい児に対する療育体制についてお尋ねがございました。県ではこうした障がいのある方々や保護者の方々が、身近な地域で療育指導が受けられるよう、県内13の障がい保健福祉圏域ごとに域内の社会福祉法人に委託することで療育支援事業を実施しています。この事業では、相談窓口における対応に加え、保育士や作業療法士などの専門職員が、家庭や保育所、学校を訪問し、保護者や職員の方に対し、障がいの特性について理解を深めていただけるよう、丁寧に説明をしております。あわせて食事方法や生活習慣等に対します助言や指導も行います等、きめ細かに対応することとしています。また発達障がいの方々に対しましては、心理検査をはじめより専門的な支援が必要なことから、県内4カ所の発達障がい者支援センターに臨床心理士を配置し、障がいの状況による関わり方、家庭などの訓練方法につきまして、助言や指導を行うこととしています。このような取り組みで、引き続き障がいのある方に対します療育体制の充実に努めてまいります。

<果樹振興、ミカン農業の支援>

大きな質問の2番目でございます。ミカンの話が出ました。果樹を取り巻く状況についていろいろご指摘をいただきました。まずシートマルチを使った高糖度のミカンの生産についてでございますけれども、これはミカンの木の根元にシートマルチを使用することで、水分の吸収が抑制され、糖度が1度程度上昇し、甘みが増します。この方法で栽培したミカンは、博多マイルド、ハニーミカン、その名称で高糖度ミカンとして市場から高い評価を受けています。シートマルチを使った栽培方法が導入可能な園地につきましては、どういう条件かと言いますと、日当たりや土壌条件がいいことが条件になります。この条件にあった園地を対象にシートマルチの導入を推進してきております。シートマルチの栽培は平成11年から取り組み、これまでの12年間で県内に300ヘクタ

ール、全ミカン園の 15%まで拡大してきています。今後もシートマルチ栽培に適した園地について、その導入を進めてまいります。

シートマルチによる品質向上が見込まれない園地についてでございます。このようなミカン園につきましては、品種の更新や他の果樹への転換が必要であると考えています。具体的にはシートマルチに適した園地であるかどうかを、農家や農協普及指導センターと一緒に検討しております。そして、その結果適地でないと判断された園地については、北原早生など高濃度の品種、あるいは不知火など中晩柑品種への改植を推進しています。またイチジクなど他の果樹を取り入れた複合経営の指導も行っています。

ミカンの生産振興対策についてお尋ねがございました。県ではまず高濃度、甘みが高いものですが、消費者のニーズがそっちに向かっています。そうした消費者のニーズに合った独自品種の開発、それからシートマルチ栽培による糖度の上昇に取り組んでいきますとともに、優良品種の北原早生への改植を推進しております。また土壌条件ごとに園地を区分し、品質別に出荷をする取り組みに加えて、収穫されたミカンセンサーで選別しまして、安定した品質のミカンを出荷できる体制をつくっていく、それによりまして、消費者の信頼にこたえていく取り組みを進めています。さらにPRなどの消費拡大、販売促進を加えて、生産から流通、販売まで含めた一貫した取り組みを農家の方々、そして関係団体の皆様と一緒に進めてまいります。

<再度、生活保護>

ケースワーカーの定員についての答弁が漏れていました。先ほども申しましたように、働く方々を含む世帯の増加が最近、増えていますので、就労支援、自立支援が喫緊の課題です。このため、ケースワーカーの方々は現場で生活保護受給者の就労支援に懸命に取り組んでいただいているところでございます。こうした取り組みを強化するために、各福祉事務所に専門の職業カウンセラーを配置し、ケースワーカーの方々の支援を行っています。またケースワーカーにつきましては、これまでも被保護世帯の増加に対応するため、増員を図ってきたところでございます。配置につきましては、社会福祉法で被保護世帯の数に応じて標準が示されているところでございますので、こうした配置の考え方や、現場の実情を踏まえて対応しているところでございます。

<障がい者行政>

◎教育長答弁

発達障がいや軽度の知的障がいがある子どもの早期発見と支援についてでございます。発達障がいや軽度の知的障害など、障がいのある子どもの早期発見につきましては、保護者との就学相談や市町村の母子保健担当課と連携して実態把握のためのチェックリストや医師などの専門家による巡回相談を行っています。巡回相談件数は年々増加していきまして、昨年度は 823 件となるなど、早期把握が進んできていると考えています。また当該の児童生徒に対しましては、必要に応じまして保育士や医療機関等と協力し、個別の教育支援計画の作成を進め、継続的な支援に努めています。さらには本年度から私学や保健医療福祉の担当部局と連携して、保育所等への巡回相談、5 歳児がいる家庭への啓発リーフレット、小学校へ支援内容を引き継ぐ就学サポートノートの作成、配布に取り組んでおりまして、今後とも関係機関と連携しながら、早期の把握と一貫した支援に努めてまいります。

<田辺の再質問>

発達障がいについては、社会的理解が近年深まりつつあるということで、県や県教委の施策の方も作られてきていると、ご答弁いただいた通り、理解はしています。また巡回相談につきましても、今年は幼保にも広げていると現場からお聞きしていますし、やはり進行中の課題であり、課題解決方法が必要だと思っています。ですので、これで十分かどうかは、始まったばかりの取り組みですので、ぜひ不断の見直しと力の入れ方の強化を引き続き検討していただけたらと思います。

再質問を一点だけさせていただきます。最後にケースワーカーの配置の問題について回答をいただきましたけれども、郡部で 65 という数字があって、県下においてはこれを超える 70 近い数字が出ている、と。これは数字だけで判断しにくい問題だな、と、いろんな方とお話しして感じました、やはりケースワーカーの業務負担というのは、数値が示す現実に加えて、精神的な疲弊というものが、非常に大きく、それを加味すべきだと考えます。多様な生活上の背景を持っている新たな受給の申請者、現在の受給者の方たちに対峙してその感情を受け止めていく心理的負担は、数人の方にお話をお聞きしましたが、たいへん重いものだと実感しました。知事にはぜひとも県として、現場のケースワーカーの方々に積極的に生の声を聞き取る、という作業をしていただいたうえ

で、定数や業務の適正化に関して検討していただきたいと思いますが、これについて答弁いただけたらと思います。

<知事再答弁>

ケースワーカーの方々については、それぞれ現場ですね、非常なご熱意と尽力をたまわっております。これまでも被保護世帯の増加に対応して、増員を図ってきたところでございます。さきほどお答えしましたように、その配置につきましても、法律に基づき標準が示されているところでございますが、そういった考え方と現場の実情を踏まえて、決定をさせていただいているわけでございます。

<田辺要望>

答弁が一步進んだというより、0.1歩進んだのかもしれませんが、現場の実情をぜひ具体的に、いつも聞けという知事の業務もたくさんあると思いますので、ぜひ個別に数人の方で構いませんので聞く機会を設けていただけたらと思います。実際私もケースワーカーの方に生の声を聴くというのは初めてでした。頭の中でいろいろと考えていた部分はありましたが、実際に聞きたいと思い、聞かせていただくと考え方が深まりました。実態の把握につながると思いますので、ぜひそこは要望させていただきます。

ミカンの農業に取り組む県の姿勢も分かりました。ただ、今回、直に農業者の方々や果樹振興について話をさせていただいて分かりましたのは、本当に、国や県の政策があって、それに乗っかって、一緒にやっていっていいのかな、という少し懐疑みたいなものを持っていらっしゃる方もいらっしゃる、そこに踏み込めない、と。踏み込めないことによって、例えばシートマルチもそうですが、改植などの制度はあるんだけど、みんな、全体で乗り出していけるような環境になれば相乗効果が期待できると思うんですが、やはり個々の農業者の方に踏み出すための動機づけ、そこまで至っていない面も多々あると思いました。改植を推進しているとおっしゃっていただきましたが、それは意気込みの話で、これは国の事業ですね。改植は国の事業ですし、未収益期間について担保しているのも国の事業。国がやってるから都道府県がやらなくていいというのではなくて、国プラス県という考え方もあると思うので、ぜひ、改植は必要だという認識に私もたっていますので、現場の農業者の方の励みになるように今後も農業政策に取り組んでいただけたらと思います。